

堺市監査委員公表第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日～令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	南区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(2)</p> <p>社会福祉費負担金(養護老人ホーム負担金)について</p> <p>堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。</p> <p>この事務について関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 徴収記録票の作成及び督促状の送付</p> <p>養護老人ホーム負担金徴収事務のマニュアルでは、月ごとに納入告知を行い、納期限までに入金されていない場合には、徴収記録票を作成し、以降入金されるまでの督促、催告の状況を記載して課内で供覧を行うこととされている。また、督促状の送付は、納期限後30日以内に行うこととされている。</p> <p>しかし、督促の対象者がいるにもかかわらず徴収記録票が作成されておらず、督促状の送付も令和2年度に発生した未納35件(5人)分を令和3年6月3日にまとめて実施していた。</p>	<p>御指摘を受け令和3年8月30日に未納者5人の徴収記録票を作成しました。</p> <p>今後はマニュアルの順に従い徴収記録票を作成し、督促状については納期限後30日以内の送付、催告書については年4回以内の範囲で定期的な送付を行い、適切な債権管理を実施します。</p>	<p>南保健福祉総合センター 地域福祉課</p>

<p>6 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳等の記載</p> <p>総務課及び自治推進課が所管する公有財産のうち 5 か所に係る公有財産台帳、行政財産使用許可台帳及び公有財産貸付台帳において、下記の記載誤りや記載漏れがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐用年数の記載漏れ ・自動販売機の設置面積の記載誤り ・行政財産目的外使用許可書や公有財産使用貸借契約書と異なる使用目的の記載 	<p>御指摘を受けた件につきましては、全て令和 3 年 8 月 31 日に各台帳への記載及び修正を行いました。</p> <p>今後は、公有財産の貸付や行政財産の目的外使用許可の決裁と併せて台帳を回覧するよう事務処理方法を改め、確認していきます。</p> <p>御指摘後、令和 3 年 9 月 7 日に公有財産貸付台帳の修正を行いました。</p> <p>今後は、記載内容の不一致が生じないように、それぞれの書類を突合し、正確な内容であることを確認して、手続きを進めます。</p>	<p>総務課</p> <p>自治推進課</p>
<p>6 (2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務における事前の提出書類</p> <p>以下の委託業務において、業務の実施に先立ち市と協議するた</p>	<p>南区役所が契約した委託業務のうち 3 業務について、契</p>	<p>総務課</p>

<p>めに提出することになっている書類について、提出を受けていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南区役所庁舎清掃業務 日常清掃の作業計画書 ・南区役所設備運転監視等業務業務日課表 ・南区役所警備業務 警備日課表 	<p>約締結前に各業務責任者と協議を行い各書類の（案）の提示を受けていましたが、最終的に合意した書類の提出を確認できていませんでした。御指摘を受け、各委託業者へ連絡し、令和3年9月8日までに、書類の提出を受けました。</p> <p>今後は、業務毎に確認表を作成し、提出書類に不備がないよう確認していきます。</p>	
<p>イ 受注者からの報告書類の確認</p> <p>受注者からの報告書を確認したところ、以下のものがあった。</p>		
<p>(ア) 南区役所清掃業務の定期清掃作業完了報告書を確認したところ、受注者から提出を受けていた業務担当者名簿に記載されていない者が作業に従事している日があった。</p>	<p>定期清掃の業務従事者について、御指摘後、委託業者に確認したところ、契約締結時に提出を受けていた業務担当者名簿から従業員の変更があったが、報告が漏れていたことがわかりました。直ちに現在の業務担当者名簿の提出を依頼し、令和3年9月3日付けで提出を受けました。</p> <p>今後は、定期的に業務完了報告書に記載の業務従事者と業務担当者名簿の突合を行い、報告漏れがないよう確認します。</p>	<p>総務課</p>
<p>(イ) 南区役所警備業務には、常駐警備、巡回警備、車両誘導及び夜間警備が含まれているが、業務報告書には車両誘導に係る報告がなかった。</p>	<p>車両誘導業務について、担当職員が目視で履行確認を行っていましたが、警備業務報告書への記載はなく、報告書での履行確認ができていない状態となっていました。御指</p>	<p>総務課</p>

<p>ウ 変更契約に係る決裁</p> <p>南区役所警備業務は、平成 31 年 4 月 1 日に契約した長期継続契約であり、令和 2 年度に 2 回、令和 3 年度に 1 回の変更契約を締結している。</p> <p>しかし、そのいずれにおいても変更契約日より大幅（約 3 か月から 6 か月）に遅れて契約締結に係る決裁を行っていた。</p> <p>6 (3) 補助金について</p> <p>補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 実績報告書の確認</p> <p>堺市老人集会室運営補助金交付要綱では、補助金の額は経費ごとに限度額が定められ、維持管理費（光熱水費等）は年額 6 万 4,000 円を限度としてその実支出額を補助することとなっている。</p> <p>また、補助事業者である各校区自治連合会は、補助事業完了後「堺</p>	<p>摘を受け、委託業者と協議し、警備業務報告書の様式変更を行い、令和 3 年 11 月から車両誘導業務の従事者についても報告する様式に改めました。</p> <p>今後は、仕様書に沿った業務報告書になっているかを確認し、履行確認を適切に行います。</p> <p>警備業務責任者と変更契約締結に向け、調整を行っていましたが、必要な書類の提出を受けるのに時間を要してしまいました。</p> <p>今後は、書類の提出期限を明確に示し、このような事案が発生することがないように、指導し又は改善を求めるなど厳正に対応します。</p> <p>御指摘のあった 3 件について、維持管理費の実支出額がわかる書類の提示を求め、令和 3 年 12 月 2 日までに、全て補助金相当額以上の支出があることを確認しました。</p> <p>今後補助事業者に対して、実績報告書の作成にあたって</p>	<p>総務課</p> <p>南保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
---	--	---

<p>市老人集会室運営補助金実績報告書」を提出しなければならないとされており、これに補助金充当先の決算額を費目別に記載させることになっている。</p> <p>しかし、令和2年度の実績報告書において、明らかに決算額が補助金の上限額となるよう調整された数値となっているものなど、実支出額でないと思われるものが3件あり、実際の支出額を確認していなかった。</p> <p>6(4) 現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 現金出納事務</p> <p>現金出納事務の手引きでは、收受した現金は、資金管理を適正に実施すること及び盗難等による紛失リスクを最小限に留めることなどから、原則として、即日又は翌日に、指定金融機関に払い込むこととされている。ただし、その收受した額が5万円に達するまでの間は、收受した月の翌月の初日までの間に限り、これを保管することができることとされている。</p> <p>しかし、介護保険料の徴収業務において、令和3年4月19日には現金の保管額が5万円を超えていたにもかかわらず、翌20日に金融機関へ払い込まず、4月16から21日までの4日分の受入額合計(13万</p>	<p>は、充当先の決算額は光熱水費等の実支出額を記載し、子メーターがない場合は面積で按分して記載するよう指導します。</p> <p>令和3年9月24日、介護保険係長が係員全員に徴収金の事務処理について、改めて説明を行いました。併せて指定金融機関の取扱時間内の払込みが可能な場合には即日払い込むこと、毎朝前日の徴収金の有無を確認し、ある場合は速やかに払い込むことを確認しました。さらに、主担当者が不在の場合は、副担当者が行うことも確認しました。</p> <p>今後は、收受金額の多寡にかかわらず、即日又は翌日には払込みを完了するよう徹底します。</p>	<p>南保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
---	---	------------------------------

<p>1,110 円) を 4 月 22 日にまとめて払い込んでいた。</p>		
<p>イ 現金出納簿の記載</p> <p>令和 3 年 8 月 30 日に実地調査を行ったところ、駐車場使用料の前渡資金に係る現金出納簿において、令和 3 年 8 月 3 日から 8 月 18 日の間に受入れ及び払出しがあったにもかかわらず、その記載をしておらず、現金出納簿の残高 (5,590 円) と保管している現金の実際残高 (2 万 4,690 円) が一致していなかった。</p>	<p>現金出納簿への記載について、その都度記載するべきものですが、実地調査が行われた際には、令和 3 年 8 月分の記載が出来ていませんでした。御指摘後、すぐに現金出納簿への記載を行いました。</p> <p>今回の事案を受けて、前渡資金受領者及び取扱員には、前渡資金に関する事務の取り扱いについて改めて指導し、再発防止を図りました。</p>	<p>南保健福祉総合センター 南保健センター</p>